

# 平成 25 年度 建設 工事 契約 調 書

No. 1

契 約 番 号	18		
工 事 名 及 び 工 種	庁舎耐震改修工事	建築一式	
工 事 場 所	熊取町野田一丁目地内		
工 事 概 要	本館・別館・渡り廊下耐震改修工事 鉄骨プレス耐震補強 18箇所 コンクリート耐震壁補強 31箇所 非構造部材及びその他改修工事 防水改修工事 一式 建具改修工事 一式 非常用自家発電機設置工事 一式		
		外壁改修工事 一式 内装改修工事 一式 その他改修工事 一式	
契 約 の 方 法	制限付一般競争入札		
開 札 執 行 日	平成 25 年 8 月 8 日 10 時 00 分		
開 札 場 所	熊取町役場 別館 3 階 委員会室		
予 定 価 格	226,846,000 【税抜：円】	238,188,300 【税込：円】	
最 低 制 限 価 格	197,305,000 【税抜：円】	207,170,250 【税込：円】	
契 約 金 額 ( 当 初 )	197,305,000 【税抜：円】	207,170,250 【税込：円】	
契 約 金 額 ( 変 更 )	【税抜：円】	【税込：円】	
	【税抜：円】	【税込：円】	
契 約 業 者	泉南市幡代 1 - 3 2 - 1 0 阪南土建 株式会社		
工 期 ( 当 初 )	議 決 日	～	平成 26 年 5 月 30 日
工 期 ( 変 更 )		～	年 月 日
		～	年 月 日
入 札 業 者 名		入札金額 (税抜：円)	摘 要
1	阪南土建 株式会社	197,305,000	落札候補者順位 1位
2	株式会社 木谷工務店	197,305,000	落札候補者順位 2位
3	株式会社 今西組	197,305,000	落札候補者順位 3位
4	栗本建設工業 株式会社	202,400,000	落札候補者順位 4位
5	大末建設 株式会社 大阪本店	207,000,000	落札候補者順位 5位
6	西野建設工業 株式会社		無効
7	株式会社 安部工務店		辞退
8	岩出建設 株式会社		辞退
9	株式会社 大森工務店		辞退
10	共同建設 株式会社		辞退
11	大勝建設 株式会社		辞退
12	中川企画建設 株式会社		辞退
13	南海辰村建設 株式会社		辞退
14	株式会社 長谷川工務店		辞退
15	株式会社 本間組 関西支店		辞退
16	株式会社 前田組		辞退
17	村本建設 株式会社 大阪支店		辞退
備  考	(変更理由等)		
	平成25年8月9日開催の熊取町建設工事等業者選定委員会における審査の結果、 阪南土建株式会社を落札者に決定しました。  ※落札候補者順位は、くじ引き及び入札金額により決定。		

## 入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは単体企業のみとし、その資格は、熊取町建設工事等業者資格審査要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定による平成25年度熊取町建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。  
（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過した者を除く。）
- (2) 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (3) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 所在地要件 大阪府内に営業所を有していること。
- (7) 等級別区分 建築一式 A等級
- (8) 建設業許可 「建築一式工事業」に関し、特定建設業の許可を有していること。  
（但し、本町に登録されていることが必要です。）
- (9) 経営事項審査 平成24年1月9日以降の経営事項審査を受けていること。
- (10) 工事实績 以下の条件を、一工事として全て満たしていること。
  - ①元請（共同企業体により受注したものを除く。）として受注した工事で、公告日から過去10年以内に竣工、引渡し済みであること。
  - ②公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）の適用を受ける公共工事であること。
  - ③「建築一式工事」として、請負金額が2億円以上（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）であること。
- (11) 配置予定技術者 以下の条件を満たす技術者を配置できること。
  - ①建築一式工事に係る監理技術者資格を有し、監理技術者講習を修了している者
  - ②当該工事の現場に常駐、専任できる者
  - ③参加申込時点において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）が確認できる者
- (12) 配置予定現場代理人 以下の条件を満たす者を配置できること。
  - ①当該工事の現場に常駐、専任できる者
  - ②参加申込時点において、当該事業所と直接的な雇用関係が確認できる者
 ※技術者と現場代理人の兼任は可能とする。